

最低制限価格の見直しについて

令和4年4月1日以降、「最低制限価格」を次のとおり見直します。
入札参加等に当たり、ご注意くださいますようお願いいたします。

改正前	改正後
<p>【算定式】</p> <p>(1)愛知県建設部積算基準及び歩掛表により積算した土木工事（一般土木工事、舗装工事等）の場合</p> <p>(直接工事費×95%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×60%+ 一般管理費×30%) ×1.10</p> <p>(2)前項に該当しない建築工事、設備工事等の場合</p> <p>(直接工事費×80%+ 共通仮設費×70%+ 現場管理費×70%+ 一般管理費×30%) ×1.10</p>	<p>【算定式】</p> <p>全ての工事</p> <p>(直接工事費×97%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×90%+ 一般管理費×68%) ×1.10</p>
<p>【範囲】</p> <p>予定価格の10分の9を超える場合にあつては10分の9に相当する額とし、予定価格の10分の7に満たない場合にあつては、10分の7に相当する額とする。</p>	<p>【範囲】</p> <p>予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2に相当する額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、10分の7.5に相当する額とする。</p>